基本協定書

独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「甲」という。)、吹田市(以下「乙」という。)、摂津市(以下「丙」という。)及び独立行政法人都市再生機構(以下「丁」という。)は、国立循環器病研究センターの北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業地内(以下「本事業地」という。)への移転整備に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、国立循環器病研究センターの本事業地への移転整備(以下「本移転整備」という。)を円滑に推進することを目的とする。

(信義誠実の義務)

第 2 条 甲、乙、丙及び丁は相互に協力し、信義を重んじ誠実にこの協定書の目的を達成するよう努めるものとする。

(用地の位置及び面積)

第 3 条 甲が本移転整備のために北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行者である丁から取得する用地(以下「本移転用地」という。)は、別図に示す約31,000㎡の街区とする。

(用地の造成)

- 第 4 条 本移転整備に必要な本移転用地の造成工事は、土地区画整理事業の施行者である丁が行うものとする。
- 2 前項に規定する造成工事の整備内容については、甲及び丁により別途協議する。

(譲渡契約及び引き渡し)

- 第 5 条 甲及び丁は、本移転用地について譲渡契約条件等を協議し、平成25年末までに 土地譲渡契約を締結するものとする。
- 2 丁は、前条第1項に規定する造成工事を行った上、平成 25 年度末までに甲の立会いの 下で本移転用地を甲に引き渡すものとする。
- 3 第1項における譲渡金額は、譲渡契約締結時における鑑定評価額を基準として、本移転 用地の埋蔵文化財調査費用相当額を控除して定めるものとする。
- 4 丁は、平成 27 年度中に、土地区画整理事業の換地処分を行い、本移転用地の所有権 を甲に移転し、乙はこれに必要な支援及び協力を行うものとする。

(都市計画の制限)

第 6 条 乙は、都市計画法その他の法令に基づき、本移転用地に係る新たな利用に関する規制を課すときには、予め甲及び丁と協議するものとする。

(環境整備)

- 第 7 条 乙は、本移転用地の良好な環境を整えるため、次の各号に掲げる対策等を講ずるものとする。
- (1) 丙及び丁と協力し、本移転用地の周辺区域における緑化の推進を図ること。

- (2)鉄道に関連する騒音及び振動が吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業に係る環境影響評価の基準を超えた場合は、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社に対し改善等の指導を行うこと。
- (3)車両交通の利便性向上及び円滑な緊急搬送を図るため、本移転用地の周辺区域における道路整備及び西日本高速道路株式会社との調整等を積極的かつ計画的に行うこと。 なお、乙が直接整備等を行わない道路については、早期の整備を推進するため、関係機関に必要な要望等を行うこと。
- (4)鉄道交通の利便性向上のため、甲と協力し西日本旅客鉄道株式会社に必要な要望等 を行うこと。

(国際戦略総合特区指定区域への編入等)

第 8 条 <u>甲、乙、丙及び丁は、甲を中心とする医療イノベーション拠点を発展させるため、本移転用地及びその周辺地域を国際戦略総合特区指定区域に編入するよう関係機関と協議するとともに、本事業地の4街区、正雀下水処理場跡地及び7街区の利活用について、速やかに吹田操車場跡地街区機能調整会議(仮称)を設置し、相互に協力し、協議していくものとする。</u>

(埋蔵文化財調査)

第 9 条 乙及び丁は、甲が行う本移転用地の埋蔵文化財調査を円滑に進めるため、大阪府教育委員会との協議への参加及び技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(住民への説明)

第10条 乙は、甲が行う本移転整備に関する地域住民に対する説明について、関係機関の協力を求めながら、必要な支援及び協力を行うものとする。

(移転後の藤白台用地等の処理)

第11条 乙は、甲による移転後の藤白台用地及び青山台用地の処理が円滑に進むよう、 関係機関の協力を求めながら、必要な支援及び協力を行うものとする。

(ドナルド・マクドナルド・ハウスの移転)

第12条 乙は、本移転用地又はその周辺区域への公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンが運営するドナルド・マクドナルド・ハウス(おおさか・すいたハウス)の移転が円滑に進むよう、予算措置を含め必要な支援及び協力を行うものとする。

(その他)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、本移転整備を円滑に行うことができるよう協力し、この協定 書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた場合には、誠意をもって協議 の上決定するものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月12日

- 甲 大阪府吹田市藤白台五丁目7番1号 独立行政法人国立循環器病研究センター 理 事 長 橋 本 信 夫
- 乙 大阪府吹田市泉町一丁目3番40号 吹田市 市 代表者 吹田市長 井上哲 也
- 丙 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂 津 市 代表者 摂津市長 森 山 一 正
- 丁 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 独立行政法人都市再生機構 西日本支社 理事·支社長 大 西 誠

基本協定書の確認書

独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「甲」という。)及び吹田市(以下「乙」という。)は、国立循環器病研究センターの北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業地内への移転整備に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第8条の規定に関し、次のとおり確認する。

- 1. 乙は、基本協定書第3条に規定する本移転用地(以下「本移転用地」という。)及びその周辺地域を、甲を中心とする医療イノベーション拠点として発展させるため、主体的に近隣自治体その他関係機関との調整を図っていくものとすること。
- 2. 乙は、本移転用地及びその周辺地域を国際戦略総合特区指定区域に編入するよう 関係機関と協議するとともに、市域の当該特区に進出する企業に対し、条例で定める ところにより、地方税免除等の優遇措置又は奨励金の交付措置等の支援措置を講 ずること。
- 3. 乙は、本移転用地の北東側に隣接する吹田市正雀下水処理場跡地(以下「跡地」という。)を、甲の拡張用地及び甲を中心とした産学官の連携拠点等の用地として位置づけ、跡地の利活用を図ること。
- 4. 乙は、本移転用地の西側に隣接する4街区を、移転する市立吹田市民病院並びに宿 泊施設及び商業施設等の用地として位置づけ、甲に対する支援機能及び利便機能 が発揮できるよう、4街区の利活用を図ること。

以上、確認の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月12日

- 甲 大阪府吹田市藤白台五丁目7番1号 独立行政法人国立循環器病研究センター 理 事 長 橋 本 信 夫
- 乙 大阪府吹田市泉町一丁目3番40号 吹 田 市 代表者 吹田市長 井 上 哲 也